



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



大町市キャラクター  
おおまびょん

## 松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.56

# 地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

## 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします②

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間については、昨年度現地の測量を行い、現在は具体的なルート線やおおむねの道路構造を検討しているところです。

### ■用地補償の流れ 詳細は県ホームページ「用地補償のあらまし」をご覧ください。

先月号でもお知らせしたとおり、一般的な用地補償は①事業説明、②測量・調査、③補償額の算定、④契約内容の説明、⑤契約・登記・移転、⑥支払いの流れで進みます。



県ホームページ

### 先月号に引き続き、用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「建物などの補償について」の疑問にお答えします。



 <b>Q</b> 道路の整備予定地に 住居がある場合、 どんな補償が 受けられるの？	<b>土地と、別の場所への移転に必要な費用を補償します。</b> 道路の整備に必要となる範囲の土地の補償のほか、現在お住まいの場所から別の場所に移転して生活を再開するために必要な費用を補償します。
<b>移転に係る補償の対象は 住居だけなの？</b>	<b>住居以外も対象になります。</b> 移転に係る補償の対象は、住居以外にも倉庫、車庫、門、塀などの工作物のほか、庭木、果樹なども補償の対象になります。
<b>移転に係る補償費は どうやって算定するの？</b>	<b>専門業者が詳細な調査を行い算定します。</b> 移転に係る補償費は、県が委託する専門の調査会社が、建物や工作物の形状・寸法・材質、庭木や果樹は、種類・寸法・本数、建物の移転に伴って移動する必要のある家財道具などを詳細に調査した上で算定します。
<b>住宅ローンが 残っている場合は どうなるの？</b>	<b>お支払いする補償費に変動はありません。</b> 住宅ローンが残っている場合でも、既存の建物に対して補償費を算定しますので、補償費に変わりはありません。 ただし、住宅ローンに対する補償はありませんので、住宅ローンが残っている場合は、お支払いする移転に係る補償費から返済手続きをしていただいた上で、移転などの準備を進めていただくことになります。

次回は「建物移転に伴う諸経費の補償について」を掲載予定です。その他、用地取得や移転補償などについて不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へお気軽に問い合わせください。なお移転などが必要な場合には、地権者の皆さんのご希望に沿えるよう県と市で連携し取り組みます。

現在、道路の設計を進めており、令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。



大町建設事務所  
ホームページ

### ■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp